

平成28年度

# 上川管内版 事業承継に係る 支援施策のご案内

北海道上川総合振興局

# はじめに

北海道上川総合振興局では、管内の中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援するため、国、政府系金融機関等、関係機関で実施する支援施策や、管内市町村で実施している補助制度など、事業承継支援に関する施策を紹介する冊子を作成いたしました。

事業承継を進めるにあたり、参考となる情報を幅広く掲載しておりますので、貴社の事業承継の取組にお役立ていただければ幸いです。

なお、掲載されている情報につきましては、平成28年10月現在のものとなっております。各施策の詳細については、各施策ごとに記載しております【問い合わせ先】までお問い合わせ下さい

# 目次

実施団体名	名称	区分				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
旭川市	旭川市中小企業振興資金融資事業 (経営革新・販路拡大等支援融資)		○			4
東神楽町	中小企業後継者育成事業助成金	○				4
東神楽町	中小企業特別融資制度		○			5
愛別町	後継者定着給付金 (産業後継者就業等支援給付金事業)	○				5
愛別町	後継者祝い金 (産業後継者就業等支援給付金事業)	○				6
愛別町	後継者定住促進給付金 (産業後継者就業等支援給付金事業)	○				6
美瑛町	中小企業等特別融資貸付金		○			7
上富良野町	担い手サポート奨励金	○				7
和寒町	商工業新規就業対策事業補助	○				8
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく 助成制度(事業承継)	○				8
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく 助成制度(承継支援)	○				9
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく 助成制度(技術指導費)	○				9
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく 助成制度(事業継承円滑化支援)	○				10
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(事業承継奨励金)	○				10
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(経営安定補助金)	○				11
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(経営自立補助金)	○				11
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(技術実習助成金)	○				12
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(技術指導助成金)	○				12
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく 助成制度(研究調査助成金)	○				13
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制 度(経営安定補助金)	○				13
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制 度(経営自立補助金)	○				14
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制 度(技術実習助成金)	○				14
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制 度(研修調査助成金)	○				15
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業 (店舗、事務所建設・設備導入)	○				15
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業 (起業・事業承継)	○				16
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業 (新規事業・新商品開発)	○				16

実施団体名	名称	区分				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
経済産業省	経営承継円滑化法に基づく特例制度				○	17
中小企業基盤整備機構	中小企業支援機関職員向け 研修講師派遣				○	17
中小企業基盤整備機構	中小企業向けセミナー講師派遣				○	18
中小企業大学校旭川校	経営管理者養成コース				○	18
中小企業大学校旭川校	事業承継・廃業支援の進め方				○	19
北海道事業引継支援センター	事業承継の総合相談			○		19
北海道よろず支援拠点	北海道よろず支援拠点 (経営の相談窓口)			○		20
北海道信用保証協会	信用保証の別枠		○			20
日本政策金融公庫	事業承継・集約・活性化支援資金 (国民生活事業)		○			21
日本政策金融公庫	事業承継・集約・活性化支援資金 (中小企業事業)		○			22
商工組合中央金庫	事業承継支援 (事業承継支援貸付)		○			23
商工組合中央金庫	事業承継支援 (専門家紹介)			○		23
北海道経済部	中小企業総合振興資金 (ステップアップ貸付【政策サポート】)		○			24
北海道経済部	事業承継サポートネットワーク形成事業				○	24
北海道経済部	小規模企業持続的発展支援事業				○	25
北海道上川総合振興局	かみかわ産業地域担い手対策事業 (中小企業者等事業承継支援事業)				○	25

※掲載されている内容は、平成28年10月現在のものです。

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	旭川市		
制 度 名	旭川市中小企業振興資金融資事業(経営革新・販路拡大等支援融資)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 雇用の維持・拡大を図るための経営の革新、新分野進出、経営の多角化などの取組を行う企業に対し、必要な事業資金の融資の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 事業承継、体質強化のための合併など企業再編に取り組む者で北海道信用保証協会の定める保証対象業種であることなどの市が定める条件を満たす者。</p> <p>【融資内容】 ・融資金額 上限2,000万円／融資期間7年以内 ・使途区分 運転資金、設備資金 ・利 率 固定金利 5年以内 年1.9%、7年以内 年2.2%</p> <p>【申請方法】 市を含むあつせん機関へ必要書類を提出</p>		
H27年度実績	23件 113,825千円(H27年度末融資残高)		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/544/p003889.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/544/p003889.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	旭川市 経済観光部 経済総務課 金融支援係 電話0166-25-7042 【対応時間】 月～金(年始年末及び祝日を除く)8:45～17:15		

項 目	補助金・助成金(技術習得)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	東神楽町		
制 度 名	中小企業後継者育成事業助成金		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 中小企業の後継者や従業員の研修機会の拡大を図るため中小企業大学校旭川校の研修費用を助成する。</p> <p>【対象者】 町内に事業所がある企業等の経営後継者及び従業員。</p> <p>【補助(支援)内容】 ・対象経費 中小企業大学校旭川校での研修に必要な受講料 ・補助率 受講料の1/2 ・補助金額 上限2万円</p> <p>※年度予算の範囲内で受講者1名につき年度内1回が上限 ※1助成金申請者あたりの受講者の人数は、1年度につき5名を上限</p> <p>【申請方法】 町担当課に助成金の交付申請</p>		
H27年度実績	2件 34千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.higashikagura.lg.jp/10kurashi/20kaiteki/35keizaikatsudou/keiantei.html">http://www.town.higashikagura.lg.jp/10kurashi/20kaiteki/35keizaikatsudou/keiantei.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	東神楽町 産業振興課 商工担当 電話0166-83-2114		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規 継続
組 織 名	東神楽町		
制 度 名	中小企業特別融資制度		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 町内の中小企業者が事業を行う場合に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資する(事業承継も対象)。</p> <p>【対象者】 町内に主たる事業所をおき、同一事業を1年以上行っている中小企業者等</p> <p>【融資内容】 ・融資金額 運転資金 1,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 ・融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ・利 率 平成28年4月1日現在 (固定)0.95% ・その他 本制度融資に係わる支払利息の補給(上限1%)及び保証料を補給(全額)</p> <p>【申請方法】 東神楽町商工会へあっせん申込を行う。※取扱金融機関 北央信用組合東神楽支店</p>		
H27年度実績	45件 162,648千円(H27年度末融資残高)		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.higashikagura.lg.jp/10kurashi/20kaiteki/35keizaikatsudou/keiantei.html">http://www.town.higashikagura.lg.jp/10kurashi/20kaiteki/35keizaikatsudou/keiantei.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	東神楽町 産業振興課 商工担当 電話0166-83-2114		

項 目	補助金・助成金(経営安定)	実 施 区 分	新規 継続
組 織 名	愛別町		
制 度 名	後継者定着給付金(産業後継者就業等支援給付金事業)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 新たに家業を継ぐ者として就業した場合、継続して就業するための定着助成として給付する。</p> <p>【対象者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(Uターン・Iターン・新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・給付額等 定着助成として、1回15万円を最大2年間(4回)給付 ・給付内容 給付額相当の愛別商工会発行の商品券</p> <p>【申請方法】 家業に従事した日から起算して3ヶ月以内に町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	3件 900千円		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111		

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	愛別町		
制 度 名	後継者祝い金(産業後継者就業等支援給付金事業)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 家業を継ぐ者として、就業する者が結婚した場合に、結婚祝い金を支給する。</p> <p>【対象者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(Uターン・Iターン・新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・給付額等 後継者祝い金として、8万円(1回限り)を支給 ・給付内容 祝い金相当額の愛別商工会発行の商品券</p> <p>【申請方法】 入籍の日又は、祝賀会等を行う日から起算して1ヶ月以内に、町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	2件 160千円		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111		

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	愛別町		
制 度 名	後継者定住促進給付金(産業後継者就業等支援給付金事業)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 家業を継ぐ者として、町内での定住を図る者について、定住促進のため住宅等の家賃に対して助成する。</p> <p>【対象者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(Uターン・Iターン・新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・給付額等 家賃月額<math>\frac{1}{2}</math>(1万円を限度)を最大2年間助成 ・給付内容 給付額相当の愛別商工会発行の商品券</p> <p>【申請方法】 入居を開始した日から起算して6ヶ月以内に、町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	2件 216千円		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	美瑛町		
制 度 名	中小企業等特別融資貸付金		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 町内の中小企業が事業を行う場合に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資。</p> <p>【対象者】 町内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者等 美瑛町商工会員であって、町税を完納している方 ※いずれも満たす方</p> <p>【融資内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資金額 運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,500万円以内</li> <li>・融資期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内</li> <li>・利 率 平成28年4月1日現在 融資利率(短期2.00%、長期2.20%)</li> <li>・その他 本制度融資に係る保証料を補給(全額)</li> </ul> <p>【申請方法】 美瑛町商工会へ申請</p>		
H27年度実績	26件(名) 152,960千円		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	美瑛町 経済文化振興課 商工振興係 電話0166-92-4321		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	上富良野町		
制 度 名	担い手サポート奨励金		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 商工業を支える担い手を育成・確保するため、後継者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有し、今後2年以上居住する見込みのある方で、後継者として専業で平成21年4月1日以降に新規に従事する満45歳以下の方。</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付額等 年額24万円を2年間交付(総額48万円)</li> <li>・支給時期等 年2回(9月と3月) ※1回の交付限度額 12万円</li> </ul> <p>【申請方法】 町の担当課へ申請書を提出 ※商業の後継者は商工会長から「後継者の相違ない旨の証明」を受け、あらかじめ認定を受ける必要あり</p>		
H27年度実績	商工業者:3名 660千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=349">http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=349</a>		
備 考			
問い合わせ先	上富良野町 産業振興課 商工観光班 電話0167-45-6983		



項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	和寒町		
制 度 名	商工業新規就業対策事業補助		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 商工業の担い手の確保と地場企業の育成などの対策として、新たに就業する者(後継者)に対して行う補助制度</p> <p>【対象者】 商工業経営の後継者(子息・子女)となつてから1年を経過した者で、18歳以上の町内在住者。</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 50万円(1年経過後30万円、2年経過後10万円、3年経過後10万円) ※1回限り</p> <p>【申請方法】 商工業経営の後継者となつてから1年経過後に、町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	1件 500千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.wassamu.hokkaido.jp">http://www.town.wassamu.hokkaido.jp</a>		
備 考			
問い合わせ先	和寒町 産業振興課 商工観光労政係 電話0165-32-2423		

項 目	補助・助成(技術習得・経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>												
組 織 名	下川町														
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継)														
事 業 概 要	<p>【制度概要】 経営者自らの技術承継又は住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとする者が行う技術取得、研修、販路開拓、建物改修、機械修繕・購入を支援する。</p> <p>【対象者】 事業承継を受けたもの</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>補 助 金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 術 取 得・ 研 修 費・販 路 開 拓</td> <td>2/3以内</td> <td>上 限 50万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>建 物 改 修・ 機 械 修 繕・購 入</td> <td>1/2以内</td> <td>上 限 250万円</td> <td>経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>			区 分	補 助 率	補 助 金 額	摘 要	技 術 取 得・ 研 修 費・販 路 開 拓	2/3以内	上 限 50万円	-	建 物 改 修・ 機 械 修 繕・購 入	1/2以内	上 限 250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。
区 分	補 助 率	補 助 金 額	摘 要												
技 術 取 得・ 研 修 費・販 路 開 拓	2/3以内	上 限 50万円	-												
建 物 改 修・ 機 械 修 繕・購 入	1/2以内	上 限 250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。												
H27年度実績	2件 3,385千円														
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/">https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/</a>														
備 考	H28.4.1条例改正														
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235														

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	下川町		
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(承継支援)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継後に新経営者(旧経営者と生計を一にするものを除く)に町内で使用できる商品券を支給</p> <p>【対象者】 事業承継を受けた者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 月額10万円相当(12ヶ月以内)</p> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	4件 1,700千円		
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/">https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/</a>		
備 考	H28.4.1条例改正		
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235		

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	下川町		
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(技術指導費)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業継承後に旧経営者が行う技術指導に対する指導謝金</p> <p>【対象者】 事業を受け渡す者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 日額3,000円(180日以内)</p> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>		
H27年度実績	1件 459千円		
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/">https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/</a>		
備 考	H28.4.1条例改正		
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続												
組 織 名	下川町															
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業継承円滑化支援)															
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継予定者に対して事業承継までの移行期間中、町内で利用できる商品券を支給及び町外研修への参加を支援する。</p> <p>【対象者】 事業承継を受けようとする者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>補 助 金 額</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 内 商 品 券 支 給</td> <td>-</td> <td>月額10万円</td> <td>12ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>町 外 研 修 費</td> <td>2/3以内</td> <td>上限30万円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>				区 分	補 助 率	補 助 金 額	期 間	町 内 商 品 券 支 給	-	月額10万円	12ヶ月以内	町 外 研 修 費	2/3以内	上限30万円	-
区 分	補 助 率	補 助 金 額	期 間													
町 内 商 品 券 支 給	-	月額10万円	12ヶ月以内													
町 外 研 修 費	2/3以内	上限30万円	-													
H27年度実績	なし															
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/">https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/</a>															
備 考	H28.4.1条例改正															
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235															

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	美深町			
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(事業承継奨励金)			
事 業 概 要	<p>【制度概要】 商工業経営における事業承継の支援として、事業を引き継ぐ新経営者に対し補助する。</p> <p>【対象者】 事業を引き継ぐ親族の新経営者</p> <p>【補助(支援)内容】 事業承継奨励金 50万円(事業承継時に支給)</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>			
H27年度実績	1件 500千円			
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html</a>			
備 考				
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014			

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	美深町		
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営安定補助金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継者となる者(親族は除く)に対し、経営開始後の経営の安定化を図るため口の支援として補助を行う。</p> <p>【対象者】 事業を引き継ぐ親族以外の新経営者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円 ※経営開始から最大24ヶ月支援 単身者以外 月額15万円 ※経営開始から最大24ヶ月支援</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	8件 8,300千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>												
組 織 名	美深町														
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営自立補助金)														
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継者となる者(親族は除く)に対し、経営開始後の自立化を図るための支援として、土地・建物(住宅を除く)・設備に係る経費に対し補助する。</p> <p>【対象者】 事業承継者となる者(親族は除く)</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 額 賃 貸 料</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 10万円</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産 税 相 当 額</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 10万円</td> </tr> <tr> <td>土 地・建 物・設 備 取 得 費</td> <td>20%以内</td> <td>限度額200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>			区 分	補 助 率	補 助 金 額	月 額 賃 貸 料	1/2以内	限度額 10万円	固 定 資 産 税 相 当 額	1/2以内	限度額 10万円	土 地・建 物・設 備 取 得 費	20%以内	限度額200万円
区 分	補 助 率	補 助 金 額													
月 額 賃 貸 料	1/2以内	限度額 10万円													
固 定 資 産 税 相 当 額	1/2以内	限度額 10万円													
土 地・建 物・設 備 取 得 費	20%以内	限度額200万円													
H27年度実績	4件 4,422千円														
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html</a>														
備 考															
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014														

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	美深町		
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術実習助成金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するための支援として、実習期間内に係る経費に対し助成する。</p> <p>【対象者】 事業承継予定者(親族、従業員又は現経営者と生活を一つにする者を除く)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円 単身者以外 月額15万円 ・助成期間 事業承継予定者として認定され、実習開始から12月以内。</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	1件 176千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	美深町		
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術指導助成金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するための支援として、事業者に対し技術指導費として助成する。</p> <p>【対象者】 事業承継予定者を技術指導する事業者 (親族、従業員又は現経営者と生活を一つにする者を除く)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 日額 3千円 ・支援期間 事業承継予定者及び新規開業予定者と認定され、指導開始から300日以内(事業承継後の指導含む)</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	1件 81千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	美深町		
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(研修調査助成金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業経営に必要な技術の習得、技術の向上、販路の拡大、異業種への進出のため の支援として、研修費及び調査費に対し助成する。</p> <p>【対象者】 事業承継予定者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	5件 246千円		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	中川町		
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営安定補助金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 小規模事業者から承継した事業の経営開始後の事業運営に係る経費を補助する。</p> <p>【対象者】 町内の事業承継者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内 ※ただし経営開始時から24か月以内</p> <p>【申請方法】 町担当課へ事業開始2ヶ月前までに認定申請する。 (商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	-		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 継続																	
組 織 名	中川町																			
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営自立補助金)																			
事 業 概 要	<p>【制度概要】 経営開始後の土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る賃借料を補助する。</p> <p>【対象者】 町内の事業承継者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>補 助 金 額</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 額 賃 借 料</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 10万円</td> <td>賃貸開始時から24ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産 税 相 当 額</td> <td>1/2以内</td> <td>限度額 10万円</td> <td>賦課年から2ヶ年以内</td> </tr> <tr> <td>土 地 ・ 建 物 ・ 設 備 取 得 費</td> <td>20%以内</td> <td>限度額200万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課へ事業開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>				区 分	補 助 率	補 助 金 額	期 間	月 額 賃 借 料	1/2以内	限度額 10万円	賃貸開始時から24ヶ月以内	固 定 資 産 税 相 当 額	1/2以内	限度額 10万円	賦課年から2ヶ年以内	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備 取 得 費	20%以内	限度額200万円	—
	区 分	補 助 率	補 助 金 額	期 間																
月 額 賃 借 料	1/2以内	限度額 10万円	賃貸開始時から24ヶ月以内																	
固 定 資 産 税 相 当 額	1/2以内	限度額 10万円	賦課年から2ヶ年以内																	
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備 取 得 費	20%以内	限度額200万円	—																	
H27年度実績	—																			
詳細(ホームページ)	—																			
備 考																				
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816																			

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 継続	
組 織 名	中川町			
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(技術実習助成金)			
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継予定者の技術習得に係る経費を補助する。</p> <p>【対象者】 町内の事業承継予定者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内 ※ただし、予定者と認定され実習開始から12か月以内</p> <p>【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>			
	H27年度実績	—		
詳細(ホームページ)	—			
備 考				
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816			

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 継続
組 織 名	中川町		
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(研修調査助成金)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 経営に必要な技術の習得、技術の向上、販路の拡大のための研修調査費等に係る経費を補助する。</p> <p>【対象者】 町内の事業承継者、事業承継予定者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	-		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816		

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 継続												
組 織 名	幌加内町														
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(店舗、事務所建設・設備導入)														
事 業 概 要	<p>【制度概要】 経営開始後の土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る経費を補助する。</p> <p>【対象者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗、事務所の建設時の経費</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>土地を新規に取得した場合の固定資産評価額</td> <td>相当額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>機械設備導入時の経費</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記3項目の補助金合計額の限度額は、500万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出</p>			対象経費	補助率	限度額	店舗、事務所の建設時の経費	1/2	500万円	土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円	機械設備導入時の経費	1/2	500万円
対象経費	補助率	限度額													
店舗、事務所の建設時の経費	1/2	500万円													
土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円													
機械設備導入時の経費	1/2	500万円													
H27年度実績	店舗、事務所の建設時の経費 2件 6,992千円 機械設備導入時の経費 3件 9,028千円 土地を新規に取得した場合の固定資産評価額 1件 790千円														
詳細(ホームページ)	-														
備 考	-														
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122														



項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	幌加内町		
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(起業・独立・事業承継)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 商工業者の増加及び維持のため、若年で独立や事業承継をした者へ必要経費を助成する。</p> <p>【対象者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者であり満45歳未満で、事業継承した者</p> <p>・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	なし		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122		

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	幌加内町		
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(新規事業・新商品開発)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 新規事業、新商品開発及び研究に必要な経費を助成する。</p> <p>【対象者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 新規事業、新商品開発及び研究に必要な経費の1/2以内 ・補助金額 限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H27年度実績	なし		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	経済産業省		
制 度 名	経営承継円滑化法に基づく特例制度		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 非上場会社の自社株式の相続税・贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【対象者】 非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者</p> <p>【補助(支援)内容】 相続税：現経営者の相続又は遺贈により、後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税猶予及び免除 贈与税：現経営者からの贈与により、後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【申請方法】 経済産業大臣(北海道経済産業局長)の認定後、税務署へ納税申告</p>		
H27年度実績	相続税:7件、贈与税:15件(北海道経済産業局認定件数)		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html</a>		
備 考	平成29年4月から、北海道経済産業局の認定は、北海道に変更となる予定(問い合わせ先:北海道経済部中小企業課 電話:(代)011-231-4111)		
問い合わせ先	北海道経済産業局 産業部中小企業課 電話011-709-1783(経産大臣の認定) 国税局(事務局)または税務署の税務相談窓口		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部		
制 度 名	中小企業支援機関職員向け研修講師派遣		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 道内支援機関の支援担当者に対する支援能力の向上のための講師派遣</p> <p>【研修内容】 ①現状認識から事業承継計画作成までのプロセスの理解 ②株式評価、相続・贈与、経営承継円滑化法等、事業承継に係る基本的な知識の向上</p> <p>【対象者】 道内支援機関の支援担当者(商工会議所、商工会、金融機関等)</p> <p>【募集時期】 随時対応</p> <p>【申込方法】 下記問い合わせ先へ連絡</p>		
H27年度実績	3回開催		
詳細(ホームページ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継円滑化支援事業 <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html">http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部 経営支援課 電話011-210-7471 FAX011-210-7481		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部		
制 度 名	中小企業者向けセミナー講師派遣		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 道内支援機関が主催する経営者、後継者向けセミナーの講師派遣</p> <p>事業承継の概要(事業承継の全体像のとらえ方・進め方等) 事業承継税制の解説 等</p> <p>【対 象 者】 中小企業者(経営者、後継者等)</p> <p>【募集時期】 随時対応</p> <p>【申 込 方 法】 下記問い合わせ先へ連絡</p>		
H27年度実績	8回開催		
詳細(ホームページ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継円滑化支援事業 <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html">http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援課 電話011-210-7471 FAX011-210-7481		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		
制 度 名	経営管理者養成コース		
事 業 概 要	<p>【研修内容】 戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、総合的なマネジメントを遂行するための実践的な知識・手法を学ぶ。</p> <p>①企業を取巻く経営環境と管理者の役割 ②管理者の能力開発 ③経営管理(経営戦略、経営計画、人事管理、財務管理、営業戦略) ④自社課題研究(ゼミナール)と成果発表</p> <p>【実施時期】7月～1月(毎月3日～4日、延23日間)(平成28年度実績) 【対 象 者】中小企業の経営幹部、後継者、管理者(候補者) 【定 員】20名 【受 講 料】293,000円(平成28年度実績) 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>		
H27年度実績	毎年1回開催		
詳細(ホームページ)	経営管理者養成コース <a href="http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095265.html">http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095265.html</a>		
備 考	※受講料助成制度(詳細は各申請窓口にお問い合わせください。) <a href="http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/aid/local/000610.html">http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/aid/local/000610.html</a>		
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190		

項 目	その他	実施区分	新規 継続
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		
制 度 名	事業承継・廃業支援の進め方		
事 業 概 要	<p>【研修内容】 事業承継税制等、事業承継に関する専門知識を押さえた上で、事業承継対策を進めるアドバイスを行うために必要な知識、手法を習得するとともに、小規模事業者等の廃業時における支援の留意点について学ぶ。</p> <p>①事業承継を円滑に実施することの意義と必要性 ②事業承継の実務 ③事業承継支援の進め方(演習) ④廃業支援の留意点</p> <p>【時 期】平成28年7月12日～14日(平成28年度実績) 【対 象 者】中小企業支援担当者並びに中小企業支援協力機関の役員及び職員 【定 員】30名 【受講料】23,000円(平成28年度実績) 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>		
H27年度実績			
詳細(ホームページ)	中小企業支援担当者等研修 <a href="http://www.smrj.go.jp/inst/tokyo/list/053295.html">http://www.smrj.go.jp/inst/tokyo/list/053295.html</a>		
備 考			
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190		

項 目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実施区分	新規 継続
組 織 名	北海道事業引継ぎ支援センター		
制 度 名	事業承継の総合相談		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継に精通した専門家が事業承継全般の相談を秘密厳守・無料で対応する公的相談窓口です。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模企業者など</p> <p>【支援内容】 面談やご提出いただいた資料をもとに、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、今後の対応策や進め方について、様々な情報提供や判断材料を提供いたします。専門家4名体制で全道全域をカバーしております。事業承継に関してどんなことでも、お気軽にご相談ください。</p> <p>【相談窓口】 相談窓口、電話相談にて受付。平日9:00～17:30。</p>		
H27年度実績	348件(相談実績)		
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/">https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/</a>		
備 考	※経済産業省北海道経済産業局が札幌商工会議所に委託して実施。		
問い合わせ先	北海道事業引継ぎ支援センター 相談窓口 電話011-222-3111		

項目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実施区分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組織名	北海道よろず支援拠点		
制度名	北海道よろず支援拠点(経営の総合相談窓口)		
事業概要	<p>【制度概要】□ 札幌本部のほか道北支部(旭川市)を含め道内6支部に「北海道よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える売上拡大、資金繰り、事業承継などの経営課題の解決に向けて、支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。支部に専任コーディネーターを配置するほか、札幌本部に弁護士、税理士等のコーディネーターを配置し、専門的な相談にも対応しておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模事業者、創業者など</p> <p>【開設日】 ・道北支部 毎週火曜日 9:00～17:30(祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く) ※上記以外にも必要に応じて相談を承ります。 ・札幌本部 9:00～17:30(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)</p>		
H27年度実績	北海道よろず支援拠点 相談対応件数 H27:7,008件		
詳細(ホームページ)	<a href="http://yorozu.hokkaido.jp/">http://yorozu.hokkaido.jp/</a> ※Facebookもあります。		
備考	※経済産業省北海道経済産業局が、(公財)北海道中小企業総合支援センターに委託して実施。		
問い合わせ先	北海道よろず支援拠点 道北支部 電話0166-68-2750 (公財)北海道中小企業総合支援センター 道北支部)		

項目	融資・保証	実施区分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組織名	北海道信用保証協会		
制度名	信用保証の別枠		
事業概要	<p>【制度概要】□ 事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合には、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠が用意されています。</p> <p>【対象者】 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(略称:経営承継円滑化法)」に基づく認定を得た会社及び個人事業主</p> <p>【補助(支援)内容】 普通保険 通常2億円、別枠2億円 合計4億円 無担保保険 通常8,000万円、別枠8,000万円 合計1億6,000万円 特別小口保険 通常1,250万円、別枠1,250万円 合計2,500万円 ※代表者個人は、信用保証協会の保証の対象外</p>		
H27年度実績	なし		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.cgc-hokkaido.or.jp/">http://www.cgc-hokkaido.or.jp/</a>		
備考			
問い合わせ先	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 業務部企業支援課 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項 目	融資・保証
組 織 名	日本政策金融公庫【国民生活事業】
制 度 名	事業承継・集約・活性化支援資金
ご利用いただける方	<p>1. 安定的な経営権の確保により、事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1)親族内に後継者が不在であるなどにより事業継続が困難となっている方から事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより事業を承継する方</p> <p>(2)株主の方などから自己株式および事業用資産の取得などを行う法人</p> <p>(3)事業用資産の取得などを行う個人事業主の後継者</p> <p>(4)事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社</p> <p>2. 「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者</p> <p>3. 事業承継(注1)に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方(注2)</p> <p>(注1)一定の要件があります。</p> <p>(注2)経営者保証免除特例制度または新創業融資制度を適用する方をいいます。</p> <p>4. 地域経済の産業活力維持に資する次のいずれかの要件を満たす事業であって、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用である事業を承継する方</p> <p>(1)一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められるなど、地域経済振興に資する事業であること</p> <p>(2)地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会にとって不可欠な事業であること</p> <p>(3)先進性、新規性または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業であること</p>
資金の使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が必要な設備資金および運転資金
融 資 限 度 額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご 返 済 期 間	設備資金 20年以内<据置期間2年以内> 運転資金 7年以内 <据置期間2年以内>
保 証 人 ・ 担 保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利 率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口にお申し込みください。
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyoukeisyoushou.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyoukeisyoushou.html</a> ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金
問い合わせ先	日本政策金融公庫 旭川支店 国民生活事業 電話0166-23-5241 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505

項 目	融資・保証
組 織 名	日本政策金融公庫【中小企業事業】
制 度 名	事業承継・集約・活性化支援資金
ご利用いただける方	<p>1. 地域経済の産業活力維持に資する次のいずれかの要件を満たす事業であって、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用である事業を承継する方</p> <p>(1) 一定の雇用効果(新たな雇用又は雇用の維持)が認められるなど、地域経済の産業活力維持に役立つ事業であること</p> <p>(2) 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会にとって不可欠な事業であること</p> <p>(3) 先進性、新規性、または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業であること</p> <p>2. 安定的な経営権の確保により、事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 親族内に後継者が不在であるなどにより事業継続が困難となっている企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより事業を承継する事業者</p> <p>(2) 株主の方などから自己株式および事業用資産の取得などを行う法人</p> <p>(3) 事業用資産の取得などを行う後継者(個人事業主)の方で、一定の要件を満たす方</p> <p>(4) 事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社</p> <p>3. 「中小企業経営承継円滑化法」の認定を受けた中小企業者の代表の方</p> <p>4. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>
資金の使いみち	<p>・「ご利用いただける方」の1及び2に当てはまる方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金及び長期運転資金</p> <p>・「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金であって、「中小企業経営承継円滑化法施行規則」に規定される資金</p> <p>・「ご利用いただける方」の4に当てはまる方が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする長期運転資金</p>
融 資 限 度 額	7億2千万円
ご 返 済 期 間	設備資金 20年以内<うち据置期間2年以内> 運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内>
保 証 人 ・ 担 保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利 率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。
詳細(ホームページ)	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyoukeisyout.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyoukeisyout.html</a> ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金
問い合わせ先	日本政策金融公庫 旭川支店 中小企業事業 電話0166-24-4161 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	(株)商工組合中央金庫 旭川支店		
制 度 名	事業承継支援(事業承継支援貸付)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 円滑な事業承継に向けた取組みに必要とする資金を融資する。</p> <p>【対象者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【融資内容】 資金使途・事業承継・M&amp;Aに等に伴う事業継続のための株式取得資金 ・後継者不在の事業を取得するための事業譲受資金 ・その他納税資金や退職資金等、円滑に事業を承継するために必要な資金 ※融資金額、期間、利率等は個別にご相談</p> <p>【手続方法】 下記問い合わせ先へご相談ください。</p>		
H27年度実績	227件(商工組合中央金庫全体)		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.shokochukin.co.jp/">http://www.shokochukin.co.jp/</a>		
備 考			
問い合わせ先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181		

項 目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	(株)商工組合中央金庫 旭川支店		
制 度 名	事業承継支援(専門家紹介)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 様々な相談に対して、業務提携している各種専門家を紹介し最適な解決方法を提供する。</p> <p>【対象者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【補助(支援)内容】 事業承継を得意とする税理士、コンサルタントなどの紹介</p> <p>【手続方法】 下記問い合わせ先へご相談ください。</p>		
H27年度実績	-		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.shokochukin.co.jp/">http://www.shokochukin.co.jp/</a>		
備 考			
問い合わせ先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181		



項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	北海道経済部		
制 度 名	中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付【政策サポート】)※事業承継分のみ		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 事業承継円滑化に向けた道内中小企業者への金融支援</p> <p>【対象者】 現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等</p> <p>【融資内容】 ・融資金額 限度額1億円 ・使途区分 運転資金、設備資金 ・期 間 10年以内(うち据置1年以内) ・利 率 年 1.2～1.8%</p> <p>【申請方法】 商工会議所・商工会等の斡旋機関へ斡旋申込を行う。</p>		
H27年度実績	なし		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm</a>		
備 考			
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ 電話011-204-5346		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
組 織 名	北海道経済部		
制 度 名	事業承継サポートネットワーク形成事業		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 円滑な事業承継を進めるための支援体制の整備と専門的な人材の育成</p> <p>【対象者】 市町村、商工団体、金融機関、産業支援機関、専門家(税理士、中小企業診断士等)</p> <p>【補助(支援)内容】 ネットワーク形成、構成機関のスキルアップ事業、専門アドバイザー登録制度確立、コーディネーター育成</p> <p>【時 期】 平成28年9月～平成29年3月</p>		
H27年度実績	—		
詳細(ホームページ)	—		
備 考	※北海道が(公財)北海道中小企業総合支援センターに委託して実施。		
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ 電話011-204-5341		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 継続
組 織 名	北海道経済部		
制 度 名	小規模企業持続的発展支援事業		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 小規模企業の経営体質強化を図るため、経営相談、人材育成の事業を実施する。 (事業承継相談を含む)</p> <p>【対象者】 小規模企業経営者(人材育成については小規模企業従業員)</p> <p>【補助(支援)内容】 道内各地に相談窓口を設け、経営の専門家による経営相談、企業課題に対応した従業員のスキルアップ支援</p> <p>【時 期】 平成28年10月～平成29年3月</p>		
H27年度実績	—		
詳細(ホームページ)	—		
備 考	※北海道が「小規模企業持続的発展支援事業」委託業務受託コンソーシアムに委託して実施。		
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ 電話011-204-5341		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規 継続
組 織 名	北海道上川総合振興局		
事 業 名	かみかわ地域産業担い手対策事業(中小企業等事業承継支援事業)		
事 業 概 要	<p>【制度概要】 上川管内の事業承継の円滑化に向けて、関係機関と連携した経営者等への啓発・支援及び事業承継支援者のスキルアップ支援等の実施。</p> <p>【対象者】 事業承継に課題を抱える経営者等、市町村・商工会議所・商工会等の支援機関</p> <p>【補助(支援)内容】 課題を抱える経営者の啓発と発掘、啓発セミナー・個別相談会の開催支援冊子の作成、支援者向けスキルアップ勉強会の開催</p> <p>【時 期】 平成28年4月～平成29年3月</p>		
H27年度実績	啓発セミナーの開催(旭川市)、支援冊子の作成(2種類)、支援者向けスキルアップ勉強会(情報交流会)の開催(旭川市、名寄市)		
詳細(ホームページ)	<a href="http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/zigyousyoukeissashi.htm">http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/zigyousyoukeissashi.htm</a>		
備 考			
問い合わせ先	上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 電話0166-46-5940		



## 平成28年度 上川管内版

### 事業承継に係る支援施策のご案内 平成28年12月発行

※本冊子に掲載されている内容については、平成28年10月現在のものです。

発行：北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

電話：0166-46-5940（商工労働係）

※この冊子は、北海道を応援する皆様からお寄せいただいた「ふるさと北海道応援寄付金」を活用して作成しています。「ふるさと北海道応援寄付金」のお申込み・お問い合わせは「北海道総合政策部地域創生局地域政策課」（電話 011-206-6404）